

第1編 今後の市町村の在り方について

第1章 市町村を取り巻く状況と課題

1 地方分権の進展

平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が施行され、地方分権は実行の段階に入った。それまで行われていた機関委任事務制度は廃止され、いわゆる国の立案した施策を県の指導のもと市町村が実施するという上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変化し、役割分担の基本的方向が示された。これを契機に、地方、とりわけ住民に身近な市町村は住民の多様なニーズ・活動に迅速に対応し、地域の独自性を発揮し、自らの判断と責任に基づいた行政運営を行うことが求められている。

また、「市町村優先の原則」に基づき、住民に最も身近な市町村が住民・地域の課題を解決するため、自己完結できる権限及び体制を備え、対応することが求められている。

2 少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所¹⁾によれば、日本の人口は2006年(平成18年)をピークに人口が減少するとされていたが、平成17年国勢調査(要計表による人口)では、5年間の人口増加率が戦後最低を更新し、厚生労働省の平成17年人口動態統計(速報)においては、自然増加率がマイナスに転じるなど、すでに本格的な人口減少時代に入ってきているといえる。この少子化を伴う人口減少の一方で、高齢化は急速に進行しており、地域社会においては、主な担い手の減少と高齢者の増加という形で、ややもすれば地域社会の存立が危ぶまれるなどの影響が表れてきている。また、少子高齢化は労働力人口の減少、税収の減少、社会保障関係費用の増大という経済面の影響があるほか、子育て支援や高齢者向け行政サービスがより必要とされ、これらの課題に対応することが求められている。

¹⁾ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)』

3 日常生活圏の拡大・広域化

自動車の普及、道路網やバス・鉄道・航空を中心とした公共交通機関などの交通基盤の整備、電話・インターネットといった情報通信手段の発達などにより、住民の日常生活圏・交流圏は拡大している。特に、他市町村への通勤、通学や通院、買い物など、居住市町村にとどまらないものとなっており、市町村の区域を越えた行政サービスの提供、受益と負担の適正化などに対応することが求められている。

また、広域的な見地からの公共的施設の配置やまちづくりが求められている。

4 財政状況の悪化

国及び地方の長期債務残高は700兆円を超しており、そのうち地方の長期債務残高は200兆円を超すなど²、国・県・市町村は厳しい財政状況に置かれている。このような中、国を挙げての歳出削減、三位一体の改革や郵政民営化などの構造改革が進められており、限られた財源において、徹底した行財政改革の取組によって行政の効率化を図りながらも、前述のような少子高齢化社会に係る課題、広域的な行政サービスや住民の多様なニーズに効果的に応えるための行財政基盤の強化やより計画的な行財政運営が求められている。

5 住民活動の高まり

価値観・生活様式が多様化している中で、これまでは専ら行政が課題の対応を担ってきたため、公共分野が肥大化してきたが、近年ではNPOやその他団体などが活動を進めてきているところであり、今後いわゆる団塊の世代の退職などによって、こうした傾向は一層強まり、自治を含め多様な活動が展開されることが想定される。このような住民自治の活動を支え、実現を促進するような取組が求められている。

² 財務省『財務関係諸資料(平成17年9月)』